

大蔵委員會議録

第四十三号

昭和三十一年五月二十二日(金曜日)

午後一時三十五分開議

出席委員

委員長 山中 貞則君

理事金子 一平君 理事原田 憲君

理事藤井 勝志君 理事坊 秀男君

理事吉田 重延君 理事有馬 輝武君

理事堀 昌雄君 理事武藤 山治君

天野 公義君 岩動 道行君

大泉 寛三君 大久保武雄君

奥野 誠亮君 木村 剛輔君

木村武千代君 小山 省二君

砂田 重民君 田澤 吉郎君

谷川 和雄君 濱田 幸雄君

福田 繁芳君 渡辺美智雄君

下田 政巳君 小松 幹君

佐藤觀次郎君 田中 武夫君

只松 祐治君 日野 吉夫君

平林 剛君 松平 忠久君

春日 一幸君

出席政府委員

人事院事務官 小林 巖君

(管理局長) 大蔵政務次官 額田 三君

大蔵事務官 遠藤 勝君

(日本専売公社) 監理官 野村 勝君

大蔵事務官 大蔵事務官 平井 勉郎君

(主計局長) 給与課長

委員外の出席者

人事院事務官 長橋 進君

(管理局長) 法制課長

農林事務官 岡田 覚夫君

(大臣官房) 参事官

農林事務官 隅田 達人君

(林野庁職員部長) 労働課長

郵政事務官 高田 静雄君

(大臣官房電氣) 通信参事官

郵政事務官 江上 貞利君

(人事局長) 要員訓練課長

建設事務官 大津留 温君

(大臣官房) 人事課長

日本電信電話 飯森 実君

公社厚生局長 飯森 実君

専門員 坂井 光三君

五月十五日

委員野原覺君辭任につき、その補欠として平岡忠次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員平岡忠次郎君辭任につき、その補欠として野原覺君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中武夫君辭任につき、その補欠として沢田政治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員沢田政治君辭任につき、その補欠として田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

五月十五日

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七一号)

同月十九日

公衆浴場業に対する所得税、法人税及び相続税減免に関する請願(青木正君外一名紹介)(第三八九二号)

同(岡崎英城君紹介)(第三八九三号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(藤田山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

同(武藤山治君紹介)(第四〇三四号)

第一類第五号

大蔵委員會議録第四十三号 昭和三十一年五月二十二日

合の額とする。以下この条において同じ。に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となった組合員期間の年数(当該年数が二十年未満であるときは、二十年)を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもって、改定額とする。

第五 第二項及び第三項の規定により

廃疾年金の額を改定した場合において、当該廃疾年金が公務によりない廃疾年金であるときのその改定額が、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる額より少ないときは、当該各号に掲げる額をもって、改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以下である場合において、その改定額が改定前の廃疾年金の額より少ないとき。 改定前の廃疾年金の額

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年をこえ二十年以下である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となった組合員期間の年数(当該年数が十年未満であるときは、十年)を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないとき。 その加算して得た額

三 前後の組合員期間を合算した

期間の年数が二十年をこえ、改定前の廃疾年金の基礎となった組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については前号の規定により加算すべき額を、二十年をこえる年数についてはそのこえる年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算して得た額より少ないとき。 その加算して得た額

四 前後の組合員期間を合算した

期間の年数が二十年をこえ、改定前の廃疾年金の基礎となった組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が、改定前の廃疾年金の額に、当該合算した期間の年数から改定前の廃疾年金の基礎となった組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないとき。 その加算して得た額

六 前二項の改定額が、改定前の廃疾年金の額の算定の基礎となった俸給年額に相当する金額(退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあっては、改定前の廃疾年金の額の算定上控除することとされた第七十六條第三項第一号又は第二号の額に相当する額を控除した額)をこえるときは、第八十二條第一項ただし書(同条第二項後

段において準用する場合を含むものとし、俸給年額に相当する額とする部分に限るものとする。)の規定にかかわらず、当該金額をもって、改定額とする。

第九十九條第二項第二号中「百分の四十五を百分の四十二・五に、百分の五十五を百分の五十七・五に改める。

第二百二十四條の二第二項中「復帰したとき」の下に「(その後六月以内に退職したときを除く。以下第五項において同じ。)」を加える。

第二百二十五條第二項を削る。

第二百二十六條第二項中「前条第一項後段」を「前条後段」に改め、同条第三項を削る。

附則第十三條の二第四項中「第七十八條中「組合員期間」とあるのは、「衛視等であった期間」として「を」第七十八條第一項中「組合員期間」とあるのは「衛視等であった期間」と「第七十六條第二項ただし書」とあるのは「附則第十三條の二第三項において準用する第七十六條第二項ただし書」と、「俸給年額」とあるのは「附則第十三條の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(前後の衛視等であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一・五)」と、同条第二項中「俸給年額」とあるのは「附則第十三條の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」と、「第七十六條第三項第一号」とあるのは「同条第三項において準用する第七十六條第三項第一

号」として改める。

附則第十三條の六第一項中「百分の一・五」の下に「第八十五條第二項中「組合員であった期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、同条第四項及び第五項中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「俸給年額」とあるのは「附則第十三條の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」と、「百分の一・五」とあるのは、同条第四項については「百分の一・五(前後の衛視等であつた期間を合算した期間のうち、十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の〇・五とし、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一・五とする。)」と、同条第五項第三号及び第四号については「百分の一・五(前後の衛視等であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一・五)」と、同条第六項中「俸給年額」とあるのは「附則第十三條の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」とを加える。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第三項及び第十條第二項中「復帰したとき」の下に「(その後六月以内に退職したときを除く。以下第五項において準用する場合を含む。第七十八條、第七十九條第三項から第五

一部改正)

第三條公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十條の二第二項中「改定前の年額に満たないときは、その改定前の年額を、改定前の年額に、当該合算した組合員期間の年数から改定前の年額の算定の基礎となった組合員期間の年数を控除した年数一年につき再退職に係る俸給年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額に満たないときは、その加算して得た額に改める。

第六十六條第一項第二号及び第三項第二号中「百分の五十五を「百分の五十七・五」に改める。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)

第四條 日本鉄道建設公団法(昭和三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第二項中「復帰したとき」の下に「(その後六月以内に退職したときを除く。第四項において同じ。)」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

項まで、第八十五條第四項から第六項まで、附則第十三條の二、第四項及び附則第十三條の六第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

第五條 施行日前に第一條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第百二十五條第二項（同法第百二十六條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の申出を行なった者で同日まで引き続き組合員であるものについては、同法第百二十五條第二項の規定は、なおその効力を有する。

のに対し改正後の法の規定による退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を支給するときは、その者が当該期間内に受けた当該給付の額（既に控除を受けた額があるときは、その額を控除した額。以下「普通恩給等受給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

は、普通恩給等受給額の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

の公共企業体職員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第五十條の二第二項後段の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

第三條 改正後の法第九十九條第二項（同法第百二十四條の二第四項（第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（以下「改正後の法律第百五十二号」という。）附則第九條第五項、第十條第四項及び第十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日の属する月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

第五條 施行日前に第一條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第百二十五條第二項（同法第百二十六條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の申出を行なった者で同日まで引き続き組合員であるものについては、同法第百二十五條第二項の規定は、なおその効力を有する。

一 恩給に関する法令の規定による普通恩給（増加恩給と併給される普通恩給を除く。）又はこれに相当する施行法第五十一條の二第一項に規定する退職年金条例の規定による給付（これらの給付を受ける権利につき同法第五條第二項ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）

七 第三項の規定は、施行日において現に改正後の法律第百五十二號附則第十二條の規定の適用を受ける組合員（これに準ずるものとして政令で定める組合員を含む。）について準用する。この場合において、第二項中「改正後の法第三十八條第二項及び第三項の規定を適用すること又は昭和三十四年一月一日前の職員であつた期間（施行法第五條第四項又は第六條第三項の規定により同法第七條第一項第一号又は第二號の期間に該当しないものとみなされる期間を除く。）を改正後の法第三十八條第一項に規定する組合員期間に算入すること」と、「前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の法第百二十五條第二項」とあるのは「改正後の法律第百五十二號附則第十二條その他の法令の規定」と、「その適用」とあるのは「その適用又は算入」と読み替へるものとする。

第八條 第四條の規定による改正後の日本鉄道建設公団法附則第八條第二項の規定は、同条第一項に規定する復帰希望職員が施行日以後に復帰したとき（同項に規定する復帰したときをいう。以下この条において同じ。）について適用し、当該復帰希望職員が同日前に復帰したときについては、なお従前の例による。

第四條 改正後の法第百二十四條の二第二項並びに改正後の法律第百五十二號附則第九條第三項（同法附則第十一條第二項において準用する場合を含む。）及び第十條第二項の規定は、これらの規定に規定する復帰希望職員が施行日以後に復帰したとき（改正後の法第百二十四條の二第二項及び改正後の法律第百五十二號附則第九條第二項に規定する復帰したときをいう。以下この条において同じ。）について適用し、当該復帰希望職員が同日前に復帰したときについては、なお従前の例による。

二 前項に規定する者が、施行日から六十日以内に、改正後の法第三十八條第二項及び第三項の規定を適用することを希望する旨を組合に申し出たときは、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の法第百二十五條第二項の規定にかかわらず、その適用をするものとする。

二 施行法第七條第一項第二号に規定する旧法等の規定による退職年金又はこれに相当する施行法第五十一條の二第一項に規定する旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付

六 第二項（前項において準用する場合を含む。）の申出の手続及び当該申出をした者に対する長期給付に関する規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。（公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第九條 施行法の一部を次のように改正する。
第二條第一項第三号中「第百二十五條第一項」を「第百二十五條」に改める。
第二十四條に後段として次のように加える。
この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に對する新法第八十五條第四項の規定の適用については、同項中

2 施行日において現に改正後の法

三 前項の申出を行なつた者で、昭和三十四年一月一日（国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法（昭和三十三年法律第二十九號。以下「施行法」という。）第四十二條第一項に規定する恩給更新組合員にあつては、昭和三十四年十月一日。以下第五項において同じ。）から施行日の前日までの期間に次に掲げる給付を受けているも

四 前項に規定する者が死亡したときにより遺族年金を支給するとき

六 第二項（前項において準用する場合を含む。）の申出の手続及び当該申出をした者に対する長期給付に関する規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。（公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第九條 施行法の一部を次のように改正する。
第二條第一項第三号中「第百二十五條第一項」を「第百二十五條」に改める。
第二十四條に後段として次のように加える。
この場合において、当該廃疾年金を受ける権利を有する者に對する新法第八十五條第四項の規定の適用については、同項中

「第八十二条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）」であるのは、「第八十二条第一項ただし書又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第二十四条前段」とする。

第四十一条第三項中「この法律の規定の下に」又は新法第七十八条その他の新法の規定を加える。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第十条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の表中

第七十六条第三項第二号	俸給の額	平均標準給与の月額
第七十六条第三項第二号	俸給の額	平均標準給与の月額

第七十六条第三項第二号	俸給の額	平均標準給与の月額
第七十六条第三項第二号	俸給の額	平均標準給与の月額

第八十四条第二項

公務傷病	職務傷病
------	------

第八十四条第二項

公務傷病	職務傷病
------	------

第八十五条第四項

公務	職務
----	----

第八十五条第五項

公務	職務
----	----

第八十五条第五項第二号から第四号まで

俸給年額	平均標準給与の年額
------	-----------

第八十五条第六項

俸給年額	平均標準給与の年額
------	-----------

理由

最近における各種社会保険制度の整備の状況にかんがみ、国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の長期給付に要する費用に係る国及び公共企業体等の負担割合を引き上げるとともに、これらの法律に基づき長期給付につき、年金額

○山中委員長 政府より、提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官 額田彌三君。

○額田政府委員 ただいま議題となり

ました国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案につき、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、各種共済組合制度における長期給付制度の統一をはかる見地から、共済組合の長期給付に要する費用の国及び公共企業体による負担割合を引き上げるとともに、年金額の改定方法等につき所要の規定の整備をはかることとされています。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、国家公務員共済組合法の一部改正におきましては、第一に、長期給付に要する費用につきまして、国の負担割合を百分の五十五から百分の五十七・五に引き上げ、組合員の負担割合を百分の四十五から百分の四十二・五に引き下げることにいたしましたのであります。

第二に、退職年金等を受ける権利を有する者が再び組合員となった場合の年金額の改定方法につきまして、その俸給額が前回より低下していることによつて不利益を生ずることのないよう、特別の措置を講ずることといたしましたのであります。

第三に、組合員が公庫等の職員となり、その後再び組合員として復帰した場合における組合員期間の通算の取り扱いにつきまして、この制度の本旨にかんがみ、組合員として復帰した後少なくとも六カ月をこえて在職することを通算の要件とするよう規定を整備することといたしました。

次に、公共企業体職員等共済組合法の一部改正におきましては、長期給付に要する費用にかかる公共企業体と組合員の負担割合の改定及び退職年金等

を受ける権利を有する者が再び組合員となった場合の年金額の改定方法につきまして、国家公務員共済組合法の一部改正と同様の改正措置を講ずることとしたのであります。

以上が、この法律案の提案の理由とその概要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○山中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○山中委員長 次に、本案にあわせて、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律案、公認会計士特例試験等に関する法律案、税理士法の一部を改正する法律案及び安宅常彦君外九名提出の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

先般の質疑中に資料要求されました諸資料は、算定のいろいろな実情等をこまかに印刷したものが配ってありますから、それと、武藤君の質問中に、各省にわたつて非常勤職員の実態等についての説明されざる点がありましたから、きょうは各省から参つておりますので、ト部君の質問に入ります前に、それについて説明をいたさせていただきます。

最初に額田農林参事官。

○額田説明員 御説明申し上げます。先般御要求のありました資料につきまして、農林省のほうから提出をいたしております現在の非常勤職員の在職状況でございますが、「日々雇入れられる職員で常勤職員の一週間の勤務時間と同様に勤務する職員」と、それから「常勤職員の週間の勤務時間の四分の三をこえない範囲内において勤務する職員」と二つに分けて、それぞれ事務補助、技術補助、技能、労務というふうに職種別に分けまして作成をいたしましたのでございます。現在日々雇入れられる職員で常勤職員の週間の勤務時間と同様に勤務する職員は七百十七名でございます。すべて六カ月以下の勤務になっております。それから二枚目の「常勤職員の週間の勤務時間の四分の三をこえない範囲内において勤務する職員」でございますが、事務補助、技術補助、技能、労務、医療、専門、統計調査、委員参事顧問、その他の職員とありまして、任期が六カ月以上であります者が四万二千五百六十六名、六カ月以下でございます者が千二百二十二名ということになっております。支出科目につきましては、片費から出ましたり、農地工事の工事雑費から出ましたり、試験研究費から出ましたり、それぞれの場所におきまして、いろいろな費目から出ております。特に一定をいたしておりません。それぞれにつきまして詳細に書くことは非常に困難でございますので、概括的に出しております支出科目をあげておきました。以上でございます。

○江上説明員 郵政省について御説明申し上げます。郵政省の非常勤職員の雇用人員でございますが、年間延べ約四百万人前後になります。これを一日に平均いたしますと、約一万人程度になるわけでございます。どのような目的で使用しているかということでございますが、年

末、年始、夏期におきまますところの臨時事務繁忙、それから冬期積雪地におきまますところの増配置要員、それから暖房あるいは職員の欠勤や休暇等の欠務、訓練のあと補充要員として短期間に雇用するものがございます。その他厚生施設に勤務いたします寮母等の技能員が約三百六十人程度おります。その他はすべて雇用予定期間は二カ月以内と部内の規程で定められておりまして、必要に応じて日々雇入れとして雇用しておるわけでございます。

○飯森説明員 電電公社の非常勤職員について御説明申し上げます。三十八年度末で大体一人一人ぐらいてございます。その中身を申し上げますと、将来職員にする予定の者といいたしまして大体七千人ぐらいい、それは二カ月の期間をもって採用しております。そのほか日々雇入れで臨時の訓練、休暇のあと補充等に当たっております者が三千人、以上でございます。

○大津留説明員 建設省におきましては、非常勤の日々雇入れいたします単純な業務に服する職員が、昨年末におきまして七千二百九十名おります。建設省といいたしましては、閣議決定の線に沿いまして常勤化することを避ける措置をいたしましてまいりましたので、常勤的非常勤職員はただいま一名もおりません。

○遠藤政府委員 専売公社の關係について申し上げます。専売公社は臨時職員として出しております者が百三十七名、ほかに再乾燥業務關係で毎年四千名程度使用いたしております。ただしこれらのものは純然たる期間を限りまして臨時職員であります。

りまして、常勤化しておる者は全然該当いたしておりません。

○隅田説明員 林野庁におきましては、三十九年二月現在におきまして総計七万五千四百六人の非常勤職員がおりますが、このうちいわゆる二カ月の雇用期間を定めて更新雇用をいたしております常用作業員と申しますものが一万一千七百二十八名、それから毎年六カ月以上の期間を繰り返して雇用されております者が二千六百七十六名、それから一カ月単位に雇用されます者が三千三百三名、日々雇入れられます者が五万七千三百九十四名、そのトータルが七万五千四百六十四名でございます。そのほか医療職員等の非常勤職員が三百五十五名おまして、先ほど申し上げました七万五千四百六十四名でございます。支出科目は大部分が各事業費でありまして、労務厚生費、調査費、非常勤職員手当等から一部分が支出されておるような状況でございます。

○山中委員 大体以上ですが、大蔵省の給与課でいま各省企業担当者から報告された内容を一応たばねて、資料としてこの次提出してくださいます。

○平井(通)政府委員 先般も御説明申し上げましたように、第一次的にこの法律案の内容は恩給法の一部改正を取り入れたという形でできておるわけでございます。これらの機関の職員であつた方々を恩給公務員として取り扱うのが妥当であるかどうかという判断が基本になるわけでございます。その場合に、私も直接所管いたしておるわけではございませんが、その当時、今回恩給公務員期間に取り上げる趣旨として考えられました点は、これらの職員の取り扱いが、外国政府の職員の取り扱いと恩給法等の適用において非常に類似しておつたという点、また上海共同租界工部局等につきましては、その仕事自体がいわば租界という地域における政府的な機能を果たしておつたという点、また上海共同租界工部局の問題ですが、何年まで継続してまいりましたか。

○平井(通)政府委員 昭和十八年まででございます。

○平井(通)政府委員 昭和十八年までは適用されるということで、二十年までのその二年間はどうかの点ですか。適用されません。

○平井(通)政府委員 説明が不十分であつたと思いますが、昭和十八年までございました上海共同租界工部局は、その十八年に汪政府に吸収されまして、その後は外国政府ということになつておるわけでございます。したが

は、どういう形で出向していったのか。この問題をからめて、私はやはり問題にしなければならぬと思うのであります。それはどういふふうに解釈されておりますか。ひとつその点を、出向の問題も含めて……

○平井(通)政府委員 満州国が独立国であつたかどうかという点については、正確に申し上げるならば、外務省の御答弁をいただかないといけないわけでございますが、少なくとも私どもは、同僚である外務省においては、独立国として日本政府は取り扱つておつたというところは言えるかと思つております。

それから第二点でございますが、出向の問題を論じますならば、先般申し上げましたように、義勇軍の訓練機関の職員になられます場合におきましても、これまた先般申し上げたと思つてますが、現職のまま出向いたしました事例も二件ほどございますし、その他の五件におきましては休職という形で出向された。これを除きます他の件等におきましては退職という形で出向した、こういうことでございます。

○平井(通)政府委員 満州国は独立国であるかどうか。これはいろいろ政權であることとははつきりしているわけですが、しかしいま課長が答弁になられたように、出向そのものについてはこれは退職で出ていく。たとえば日本軍の関東軍から満州国軍に移る場合にも、退官というわけをどうとていくわけですが、そういう場合に外国の独立国家——これはあなたが言われる独立国家です。独立国家に入っていくこの人たちに、日本の恩給を適用するということが實際問題として考えられますか。

は、どういふ形で出向していったのか。この問題をからめて、私はやはり問題にしなければならぬと思うのであります。それはどういふふうに解釈されておりますか。ひとつその点を、出向の問題も含めて……

○平井(通)政府委員 満州国が独立国であつたかどうかという点については、正確に申し上げるならば、外務省の御答弁をいただかないといけないわけでございますが、少なくとも私どもは、同僚である外務省においては、独立国として日本政府は取り扱つておつたというところは言えるかと思つております。

それから第二点でございますが、出向の問題を論じますならば、先般申し上げましたように、義勇軍の訓練機関の職員になられます場合におきましても、これまた先般申し上げたと思つてますが、現職のまま出向いたしました事例も二件ほどございますし、その他の五件におきましては休職という形で出向された。これを除きます他の件等におきましては退職という形で出向した、こういうことでございます。

○平井(通)政府委員 満州国は独立国であるかどうか。これはいろいろ政權であることとははつきりしているわけですが、しかしいま課長が答弁になられたように、出向そのものについてはこれは退職で出ていく。たとえば日本軍の関東軍から満州国軍に移る場合にも、退官というわけをどうとていくわけですが、そういう場合に外国の独立国家——これはあなたが言われる独立国家です。独立国家に入っていくこの人たちに、日本の恩給を適用するということが實際問題として考えられますか。

○平井(通)政府委員 満州国自体として恩給制度を定めて適用いたしておつたというように聞いております。

○ト部委員 満州国が別個の恩給を定めておつたわけでしょう。その場合に日本国の恩給を適用するというのはどういうことなんですか。

○平井(通)政府委員 恩給公務員期間に、満州国の恩給公務員であった、いわば満州国でつくった恩給制度のもとにおける恩給公務員期間を通算することとがいか悪いかという問題になるのかと思ひますが、一昨年度の恩給法の改正によりまして、これらの職員については一応日本の恩給公務員期間に通算することが妥当であるという判断をされまして適用されたわけでございます。今回は、今回はいわばその継続というふうになつてゐるのであります。

○ト部委員 開拓義勇軍とかそういうものなら話はわかるのですが、今回はそういう特殊機関を特にここに持ち上げてきたところに問題があるのです。同時に、前委員会の発言の中では、やむを得ず行つたという。これは開拓義勇軍の場合はあるかもしれませんが、しかしこの連中の中にはみずから求めて、希望して行つた連中が多いのです。こういう人が恩給局の調査によると九十八名だといふのです。わずかに九十八名の人にあてていう適用を行なう前に、日赤の看護婦なんかどうなんでしょうか。現実には、巻くや包帯白妙にというふうなことが、とにかく一千名に近い人がいるのですが、これは適用されないのです。それは現実の前に前線へ前線へ出ていったナイチンゲールです。この人たちが全然適用されなくて、こういう人たちに適用する

ということに私は矛盾を感じるわけですが、この点については、これは日赤から給与が出てゐるからということをおそらくお話し返しに言われると思う。

○平井(通)政府委員 御出席の社会保障制度審議会の委員の中にはそういう御意見もあつたようでございますが、恩給局自体として、はっきりこういうことについて迷惑をされているという御発言はなかつたように私も記憶いたしておりますが、あるいは記憶違いがあればいいかもしれませんので、後刻問い合わせまして御答弁申し上げます。

○ト部委員 平井さん、うまく逃げられたつていけないのです。ちゃんと本に書いてある。恩給局が迷惑をしております。しかしながら代議士が圧力をかけて、こうなつてゐる、それは百二十三回の総会の社会保障審議会の「共済」という本に書いてあるのです。……。何なら私持つてきてもいいのですが、あまりたくさん私の資料があるもので、持つてこなかつたのです。こういうように恩給局自体も迷惑をされている。それで一部の代議士からの圧力によってということが明らかにされておる。これは「共済」という本にちゃんと書いてあるのですから、私はその点も究明しなくちゃいかぬと思ひますが、いま言うようなことが、平井さん知らないはずはない。あなたもおつたのですから……。出席者、ちゃんと平井給与課長と書いてある。だから知らぬといふことは、とほけてもらつては困る。それは議事録にもちゃんとあります。これは全くけしからぬと思うのです。それでいまはかのものは入れないと言つていますけれども、ほかのものをを入れるならたくさんあるのです。あとから申し上げますが、非常勤の問題や日赤の問題なんか

○平井(通)政府委員 その審議会には恩給局長御出席になりませんで、審議課長が御出席であつたと思ひますが、ただいまの三機関について適用することとについて、相当議論のあつたことは事実でございます。しかしながら従来満州国政府なりあるいは満鉄その他の旧機関なりについて恩給法を適用する。それとある程度バランスをとつて、これらの機関についても旧満鉄、その他の旧機関等との比較からすれば、恩給公務員と同様に扱う。少なくとも資格、官等として同一に取り扱うことは妥当であるという判断をいたしておりますが、ただ今後の問題として、さしあたりつけ加へるべきものは考へていない。こういう御発言であつたと思ひます。

○ト部委員 恩給局自体が迷惑をして

もある。私はこういう問題については納得がいかにぬのです。これは自民党、社会党を越えて、こういうふうなおるようなこういう機関の法改正をするというところについては、委員の皆さんも十分お考えになつて、この法案だけは何かとして皆さん方の良識によつて考へていただきたい、こういうふうにかへるつもりです。

○平井(通)政府委員 先般の委員会以来申し上げておりましたように、共済組合の本来のたてまえからいいますと、一定の掛け金を掛けて、給付を受けるというたてまえになつておるわけでございますから、共済組合自体の立場において掛け金を新たに算入するということとは非常にむづかしい問題があるわけでありまして、ただ、先ほども申し上げましたように、恩給法の改正によりまして、恩給公務員期間として繰り入れられる場合におきましては、その限りにおきまして、いわば旧恩給制度の継続部分に関する限りは、共済組合で取り上げていくことになる。したがつて御指摘の問題につきましても、いわば恩給公務員期間として取り上げられるような問題でございます。ならば、私どものほうも当然取り上げる必要があるかと考へておるわけでございます。先ほどの日赤の問題につきましては、しばしば御要望も承つており

ますが、本来そういう性質のものとして、恩給局に御検討をお願いいたしておる次第でございます。

○ト部委員 課長は前回の答弁から、受け身だ、受け身だということばかりを強調されておるわけですね。しかし実際問題として適用されるという、恩給法の改正における適用者には九十八名だ。共済関係になつてまいりまして、かなり大きな数字になつてくるわけでありまして、しかしながら相互負担の問題もありませんけれども、国民金融公庫のあの問題の法案を見てもおわかりのように、予備費でもってどんな支給しておるじゃありませんか。実際問題としてできないようなことをあえてやつておるわけですね。そういうことができないなどというところはない。そういう点について、受け身、受け身という問題もこれはわかりますけれども、少なくともそういう面の救済を十分考慮した措置というものを、今後において当然考慮すべきである。この間も問題になつたのですが、継続職務官にこの点についての回答をひとつお願いしたいと思ひます。

○平井(通)政府委員 共済組合制度と恩給の考え方が、いま給与課長から御説明申したように、多少異なつておる点がありますので、いまト部委員がお話になつたような問題につきましても、私どももいたしましては何か救済法を考へるべきであるというところは考へておりますが、制度の問題からいいますと、ある程度研究をしなければならぬと思ひますので、十分ひとつ検討をいたしまして、御期待に沿うような結論を得たいというふうに考へます。

○ト部委員 具体的にこの間の委員会

○平井(通)政府委員 政務次官御答弁の前に、ちょっと事務的な御答弁を申し上げますが、先ほど御指摘の日赤問題等につきまして、検討すべき事項が非常に多うございます。一つには先ほど申し上げた恩給法との関係もございまして、もう一つには、先ほど申し上げたように制度上掛け金を掛けるものについて、そういう取り扱いを共済組合自体の独自の立場でするということとなりますと、ほかにもいろいろな問題が関連して出てくることもございまして、短時日の間に具体的検討を得

に行つて、しかも退官をしていつてさらにまた自分が求めてその職で他国に——他国と言つたらおかしいのですが、そういうかっこうで勤務をする人々に適用をさせながら法改正によつてそういう人の通算を行ないながら、なお今日、わが日本の祖国の中に、さらにまた私たちの公務員の中にそういうものが適用されない数多くの者がおる。その中に、先ほど資料が出たところの臨時職員の問題があると思うのです。こういうものをやはり私たちは今回の共済組合法の改正に伴つて、何と

○長橋説明員 その点につきまして
行政管理庁当局からお答えになったほ
うがいいのではないかと思います。

ことを条件にして採用されておるとい
ういきさつがありますね。この点はど
うですか。

判断するということは問題があらゆるか
 と思います、ただ同時にまた雇用が
 そういう形をとっているならば、実質

的に、結果的には長期にわたって継続されることになったといたしまして、やはり共済組合法の適用を直ちに実行していいものかどうか若干の疑義があるかと思ひます。

○ト部委員 ちよつと課長に申し上げたいと思ひますが、将来の問題は将来の問題として、現在起きている問題は起きている問題として別個に考へて、また討論に参加いたしますが、過去に、終戦後そういうふうなことで雇用された者がおるといふことは、厳たる事実なんです。いいですか、定員法ができる前にそういうふうなことで、今度一般職員というのをおかしいのですが、それに入れるというのを条件として採用される。いわゆる常勤的非常勤という、いまごろのことばで言つと、そういうふうなことになるでしようが、そういう形で採用されたために、非常勤という名でいまも通算されないということがあるために、これを黙つて見ていこうということにはならないと思ふ。外国の、いわゆる汪精衛の政府に吸収された人々よりも、はるかにこのほうを救済すべきだと思ふのです。いま言われるようなことはわかるにしても、非常勤という名前がつくために、共済云々というところは冷たいと思ふのです。この点、一般職の官庁の場合には、かなり暫定的な取り扱ひがなされておるのです。ところが農林省に關する限りはこの点が全然行なわれていないという現実がある。

そういう点から見ますならば、非常勤であるという名前のために、同じような仕事を二年間もやつた人たちが通算されないという、こんなばかげたこととは、私はないと思ふ。この点は何とかして救済していかなくちゃなりませんから、課長もその点は同情に値するといふふうなことはありましたが、しかしこれは何としても通算させたいと思ひます。この点について将来の問題としてというふうなことはではなくて、ひとつ何とか善処したいという気持ちの中でこれを真剣に検討し始めるというふうな給与課長の誠意のある回答が望まれるのです。それでよろしうございませうか。

○平井(通)政府委員 前回の委員会でも御議論がなされたように、それらの職員の勤務の実態、その他が必ずしもつまびらかでない点がございませう。したがひまして、それらの点につきましても、農林省当局におかれましても、実態調査をおやりになつておられるようございませうので、その結果を見ましても、実態から見て改善を要するものであるならば、その改善につとめたいといふふうに私も考へております。

○ト部委員 じゃ、農林省の方にお伺ひいたしますが、そういうことを大蔵省のほうに反映してはなかつたのですか。しかもあなたはこういう調査のものも知らないなどというところをおっしゃいましたけれども、現実にはそういうものが農林省のほうから大蔵省のほうにいつておられないから、あなたが知らぬことを私が知つておるといふうなかつたことになるわけですね。そういうことじゃ私はほんとうに農林省の職員の方はかわいそうだと思うのです。それで私は、いま各官庁の方は大蔵官庁に弱いといううさを聞いておられますから、ここでまたこんなことを言つとまずいんじゃないかと思ひますか、発言がにぶりがちだと思ひますか。

ら、私はあえて聞きませんが、ひとつ給与課長、それを農林省から聞いて、実態を調査してから、それに該當するものであれば云々だといふことじやなくて、現実にあるのです。私が言うのだから間違ひのないのです。実際問題として、共産党の諸君のように組合員一人一人の陳情書を持つてくればいいのですが、はがきで、実際はなされておるのです。そういうやつを見せませんけれども、この点については何としても改善をする、この点を私は確約してもらいたいと思ふのです。いいですね、これは。

○平井(通)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、実態を明らかにして、改善を要する点については改善をいたしたいといふことございませう。

○ト部委員 先ほどの報告書の関係で、水産調査員なんといふものが出ておつたのでありますけれども、そういう人がいま一年さらに継続的に雇用された場合はどうなんですか。継続されておつた場合のことを私は聞いておるのです。今度はそのういふあれじやなくて、具体的な例をあげて、雇用されておつた場合は適用されるか、こういうことですね。

○平井(通)政府委員 国家公務員共済組合法施行令の規定をあらにすればおわかりになると思ふのでございませうが、第二条の第五号に、「前号に掲げる者」つまり常勤職員給与の目から俸給を支給される者、以外の「国家公務員のうち、大蔵大臣の定めるところにより、常勤職員について定められておる勤務時間以上勤務した日が引き續いて十二月をこえるに至つたもので、そ

のこえるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの」、つまり過去の実績が十二月あつたというだけではないに、将来もそういう形で勤務するであろうといふふうな定められておるものにつつましは適用するといふことになるわけでございます。

○ト部委員 いまの非常勤の雇用のしなはたはどうなんですか。一年間を必要とする場合においても、わざわざ一カ月、一カ月で現実にやめさせておるじやないですか。必要でありながら、やめさせないと、いまのようなことの適用される場合がある。退職年金の問題もあるだろうといふようなことから、しかもこの共済関係に伴うところの医療の問題、保険証の問題もありましようから、わざわざ現実にやめさせておるのじやありませんか。そしてその判を押しおいて、退職をしたようになつておつて、完全に一カ月は雇用されないようになつて、二十八日から二十五日くらいのかつたうでやめて、また採用されたようになつたことをやめておるじやないですか。そんなばかげたことが、これは定員法ができたからそういうことになつたのでしようけれども、そういうことをやっておきながら、一年間継続して雇用して、将来もまた継続するところの可能云々なんといつたら、いま現在いる非常勤は救われませう。それは救われるはずがないのです。現実にはそういうふうにしむけられておるじやないですか。私はその現実の問題はあとから申し上げるにしても、過去にそういうふうに進んできた人々が、かりに六カ月なら六カ月、八カ月なら八カ月――さ

らに林野なんかの場合の季節労働者という、自分が働きたくても山が雪に閉ざされたら入れないという労働者があるわけですよ。そういうような場合も私はあると思ふのです。そうした場合には、六カ月なり八カ月なり、これが累算されて、一年二カ月というふうなかつたことになる、これを通算してやろうというふうな親心があつてしかるべきだ。それをいまの給与課長のようにな、冷たく二条の関係を適用されて、十二月雇用云々、こういうことではあまり冷たいと思ひます。しかしこれは法律ですからしょうがないのです。が、しかしこれを、私は何としても、この共済組合が改正されようとしておるのですから、同時にわけのわからぬような満州国の開拓団――開拓団は強制的に行つた人もいますからいいのですが、汪精衛のところに行つた人たちに、そういうものを付けてやるのだから、季節労働者、さらにはそういうふうな苦しみでおる職員を救つてやることの方が、最も日本政府の愛情だと思ふ。こういう点から私は申し上げておるわけですから、この点もひとつ十分今後考慮し、将来に向かつてこの点を通算の中に入れていふ法改正もやつていくといふような、いわゆる大蔵当局のあれがあつてしかるべきだと思ふのです。その点給与課長どうですか。私の言つてゐること、気持ちがあつてはいいですか。

○平井(通)政府委員 誤解を避けるために申し上げておきたいと思ふのでございませうが、共済組合制度に入ることがすべての場合にプラスになるわけでもございませう。と申しますことは、御承知のように、現在の共済組合の

長期給付制度は、少なくとも一年以上勤務いたしませんでしたと一時金も支給されないということに定められているわけでございます。したがって、将来にわたって継続雇用される事態が明確でございまして、掛金は払い込むことにはなるが、何らの反対給付も受けられないという場合も出てくるわけでございます。したがって、たとえば二月雇用形のあるいは一月雇用形の形が当然初めから適用していくということについては、かえってマイナスの場合もあるわけでございます。現在の法律のたてまえからいまして、二月以上の雇用の場合について、厚生年金法の適用をするというよりな形をとっているわけでございます。したがって、はつきりと将来にわたって継続的に雇用されるものであり、しかもそれが率直に申し上げて、いわば非常勤職員という制度を裏から使っているという場合、そういった場合をどう考えるかということになるとすれば、その問題はむしろ定員法なりあるいは非常勤職員制度との関連において再検討をしなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

○ト部委員 私あとから申し上げようと思つたのですが、三十六年の通則法の問題で、いまおっしゃっておられることは若干矛盾があるのではないですか。今度は、三十九年、男性の場合には凍結をするでしょう。凍結する場合に、じゅずつなぎ方式ですか、それはいかかろうとされますから、それは私はその面では算入されると思うのです。ですから、必ずしも私の言つたことに対する回答として誤解を避ける

ために云々ということであるという問題をばかしてもらつては困る。だから私はそのことについて議論をしようとはいたしていません。だから私はいま非常勤のことを申し上げましたけれども、この問題について、誠意のある、いわゆる政府としてさらにこれを救済するということを真剣に考えようではないかということをお願いしておるわけなんです。だからこの点は真剣に、法律の改正をしてこういう点を改正する意図がありやいなやというよりも、むしろそうあるべきだというふうに考えるのですが、この点についてはどうか、こういうことなんです。

○平井(通)政府委員 ちょっと私説明が足りませんでした。最初に厚生年金の適用を受けておつて、それから共済組合に入るという前提で考えるならば、先生のおっしゃるとおり、じゅずつなぎ方式ということになるわけでございます。そうでなくして、過去期間について、すべて共済組合期間として見るということになれば、逆に厚生年金の期間というものは没却されてしまふという問題もあるわけでございます。その場合には、その取り扱いの方法にもよりますが、資格官等で考えた場合には、必ずしもプラスの場合ばかりではないいろいろな問題がございます。したがって、そういう面については、なおこれを認めるとしても議論し検討しなければならぬ余地が十分あるわけでございます。

また掛け金を払い込まなかった期間についてどう処理するのか。そういう点についてもなかなか問題の多いところでございます。実態を明らかにした上で真剣に検討したいと思つていますが、いま直ちにそういう方向で改正をするということでは申し上げかねる次第でございます。

○ト部委員 私がその非常勤問題に対して申し上げたように、将来に向かつてというこの非常勤の処理は常識的に考えてあり得ないのです。あります。いまのような形でもって非常勤を雇う場合に一月の場合に限っておるでしょう、限って雇っています。三カ月なら三カ月雇う必要があるという場合でも必ず一カ月でもって退職させて、その次にもう一ぺん採用したようになつておるのをいまして、そういうふうな、間違いないでしょう。そういうふうな二年も雇うというものはあり得ないのです。あるはずがない。しかしながら非常勤の非常勤というあれもあるわけですから、これは別ですが、少なくともそういう面を、

その点を含めてもいいのですが、将来の問題を含めてもいいと思つても、何としてもこの問題を処置してやらなければならぬし、むしろそういう面におけるところの掛け金の問題なんかに対しては、事農林省の場合における、農林省予算の中に同時にそれが不足するならば政府資金の中で、先ほどちよつと触れたように国民金融公庫に出されたあんな金のことを考えてもらふなさい、これはわけのないことだと思ふのです。できないことはないのですから。そういう点を織り込んで再検討すべきだ。これは額縁政務次官どうなのですか。

○額縁政府委員 農林省のごとき現業省と申しますか、建設省でもそうでございます。先ほど非常勤の種類についていろいろ御説明があったように、やはりこの事業が多かつた場合には非常勤の者が非常にふえる、そういうふうなことになるというので、なかなかそこにはいろいろの問題があるのじゃないかというふうに思ひます。

を非常勤でやつておられるというような者は、できればひとつ定員をふやして、そしてこれによってこの問題を解決する手があるのではないかと、こういうふうに考えておる次第であります。

○ト部委員 それじゃ定員法を改正するということですか。ということは、額縁政務次官、なぜこの非常勤が生じたかと言つたら、定員法ができたからなのですよ。それと絶対必要量の職員がいるにもかかわらず恩給が適用されない、こういうふうな中でそれをワクからはずして非常勤で出たのです。それをいまから定員の中に入れるなんて、そんななまやさしいことができないといつたらもう万々歳ですよ。それができないから、政府はなるべく安い賃金で雇おうとするからこういう問題が出てくるのです。いまの額縁政務次官の言われるようなことだったこと、これは問題ないですよ。そういうことだったら定員法を撤廃しますか。農林省、林野、郵政省というようなかうで、必要なだけの人員は使いたさうというふうなことでやりますか、この点をお伺いしたい、できますか。

ためにそれが入らぬというような者、ある一部の者の解決には私はそういう方法をとって考えていくのが一つの体裁ではないかと考えている次第であります。

○ト部委員 それでもかつ残るのは私が申し上げたように非常勤だと言いうのですよ。だから頼頼政務次官のように人格円満の方だったらそういうふうなかつこうで処理していただくというところで、非常勤は全部でないにしてもそういうふうな適用されるのであればこれは言うことなしです。だけれども、それをやっても現在定員法がある限り非常勤という制度が残るのです。だから残つておる者をどういうように救済するかということをおし申し上げておるわけでありまして。この点について給与課長のほうからもそういう御答弁がありました。責任者としてこの問題についても明快な、いわゆる非常勤という名の人々に対する処置です、定員の中に入れるということはよくわかりますが、その点についてはどうでしょう。

○頼頼政府委員 非常勤の制度の問題についてはやはり根本的に検討する必要があると思ひます。しかしこれは一朝一夕に結論が出るものではないと思ひます。必要があると思ひますが、いま全部非常勤のあれをやめてしまふわけにはいかぬのでありますから、その辺非常に検討の必要があると思ひますし、同時にまたあなたのおっしゃいました中にはほんとうにお気の毒な非常勤の方もあるからそういうふうな方々についてできるだけの範囲において救済する方法を考へるといふことも一つの課題として検討に値するもので

あるという程度のことでは考へております。

○ト部委員 給与課長に質問いたしますが、国家公務員共済組合法施行令二条によつて一カ月二十二日雇用というものが、この前の改正で救済措置がとれることになりましたが、しかし実際問題として一年から十年までの人で適用されない方が非常勤という名で雇用されておるのです。そういう方が農林省の場合は八千名もいるのです。いま給与課長は掛け金の問題等に触れられましたが、あるいは旧満鉄職員の間を年金の対象とするということがあるかもしれません。この場合はどうだったのでしょうか。これも一緒にやりましたか。いまおっしゃったようなかつこうで掛け金の問題もあつたのですが、それも実際問題として一緒にやると思へば実際問題としてできるのですよ。その点でこれをからめていろいろ現実には頼頼政務次官はおっしゃられたのですが、一年から十年までのほんとうにお気の毒な方がおられるのですから、これをやはり解決しない手はないと思ひます。給与課長はどうですか。

○平井(通)政府委員 先ほども御答弁申し上げましたように、この種の問題は将来に向かつて発生しないという保障はないわけでございます。むしろ私も心配いたしておることは、逆に先ほど御指摘の農林省の事例の場合でも形式的に言うならば非常勤のやつになつておつた者も相当多いのではないかと。したがつて逆に現在においておつて、二カ月雇用を事実上は数年にわたつて更新するといふような事例も

あるだろう、そういう場合に両者のバランスを考へないで議論しようにもできないわけでありまして。したがつて、問題はいつか終戦処理といひますか、戦後の一事態の処理の問題として考へるならば一つの問題として取り上げられる余地もございしますが、同時にまた将来にわたつて発生する問題として考へるならば、共済組合法制度本来の問題として議論しなければならぬ。その場合におきましては、かつての満鉄の職員期間を戦後処理の一環として恩給法上に取り上げられたというふうな考え方、そのまゝいけるといふふうには私どもも考へておりません。いわば新しき共済組合法制度の中でそういうことが可能であるかどうかという観点から論議しなければならぬ。その限りにおいてはなかなかむづかしい問題があることは先ほども申し上げたとおりでございしますが、その中においてなお考へる余地があるかどうか、真剣に検討いたしてみたいと思つておるわけでございます。

○ト部委員 ですからその点は検討するといふことはよくわかるのです。しかし掛け金を納めていない旧満鉄職員なんかについても実際はやつたのでしよう。明らかにされておるようによつたじゃないですか。そういう外地の人は、掛け金を納めてなくても適用しようと思へば適用できるのですよ。この特殊機関もそうですが、そういうかつこうでこういう人々を救うといふほんとうの誠意があればできないことではないといふことを私は強調しておるのです。だからこの点については、将来の問題に対して、各省のいわゆる非常勤の問題とかいろいろあるでしょ

う。しかし農林省の場合において一年から十年の人々が八千名おるといふことは、私はほんとうに気の毒だと思ふのです。そういう問題と、さらに一年未満の継続雇用の方々についてはそれを算入するといふようなことも、私はいろいろと提案したいことがありますが、それとともかくこの農林省の場合には別格の措置をやるべきじゃないか。満鉄職員のそれができるのだから、やり得ないはずがないということをおっしゃるわけですか。その点の問題はどうなつておるのです。それと同じことになりまして、先ほど申し上げたように、また課長が答弁をされたのが一つも進歩がないのでは話にならないのです。この点をひとつ真剣に考へるといふことについて、今度は具体的にこれをやれないといふことではないのです。いまの満鉄職員の問題とかいろいろな例があるのですから、この点をひとつ十分に私は配慮してもらいたいと思ひます。

そこで具体的に給与課長に申し上げておきたいことは、これを何らかの形で、今国会にはとても無理かと思ひますが、試案ができれば今国会でもよいです。ともかくこれを成立させる、この点だけはここで確認をして次に進んでまいりたいと思ひますが、よろしゅうございしますか。

○平井(通)政府委員 ちょっと先生の最後の御結論に対して若干申し上げておきたいと思ひますが、私も、私もこの問題については誠意を持つて検討に当たることはお約束申し上げたいと思ひます。ただ、必ずそういう形にするといふことについては、現在

の段階では私も自信を持つてお約束申し上げることはできません。

○ト部委員 なぜ自信を持てないのですか。満鉄のことができてなぜできないのですか。

○平井(通)政府委員 どうも再々申し上げて恐縮でございますが、共済組合法の本来のたまから言へば、あつたものは当然入つてこないわけでございます。ただ御承知のように、現在の国家公務員共済組合法が恩給法を受けて、その恩給法で認められた資格なり権利なりというものはそのまゝ取り入れるという形になつておるものでございまして、その限りにおいて恩給法の改正に伴ういわば自動的な措置がとられておるわけでございます。しかも恩給法の考え方自体は、いわば満鉄等については一種の終戦処理的な考え方でありまして、二十三年の定員法の関係のみを取り上げるならば、確かに一種の過渡的な問題とも言えるわけでございますが、同時に今後においてもなお問題の生起するおそれのあることでございまして、その場合においては現在の共済組合法制度について本質的に考へておかなければならぬ問題といふことになるわけでございます。それから、その場合においては性質を異にしておると言わざるを得ないわけでございます。満鉄等について算入されたから当然これらについても算入するといふことまでお約束するわけにはまいらないといふことでございします。

○ト部委員 どうもわからないのですが、給与課長はいつも答弁になれば受け身だ、受け身だと言つておるのです。受

け身だというのは恩給法が改正された

からやむを得ず共済組合も適用しなければならぬのだ、こういう言い方な
んですが、私は恩給のほうにはかなり
問題がある。実際問題として九十八名
の恩給適用者、しかもそれも百二十三
回總會の中で言われたように一部の代
議士が圧力をかける、こういうかっ
うで恩給局自体も迷惑する。こういう
圧力のかかったもので力のあるもの、
この力は正しい力ではなくて曲がった
力ですが、曲がった方でも無理が通れ
ば道理が引く込むというようになっ
うで押してきたものについては、そ
中で大きな呼吸をする人物がいる。し
かしながら、營々として額に汗して働
いておるところの八千人にも及ぶ人
ちはほんとうにそれが適用されないで
その救済の道がないということでは、
私はそれは曲がった政治だと思ひ
ますよ。私はほんとうのことを言っ
ておるのです。たまたまその措置の中
にいわゆる満鉄の場合の措置があるわけ
でありますから、だから課長が言うよ
うに、掛け金の問題が云々と言った
て、その人たちが掛け金を払ってお
らなかったじゃないか、だからやろう
と思えばやれるんですよというのを私
は強調したにすぎないんですよ。だか
ら私はこの点については、もう少し真
剣に措置として行なうべく誠意ある回
答をいただきたい。いまの一番最後の
締めくくりでは、一緒にありませんと
いういかにも冷やかかなお答えであ
りましたから、私は少なくともそうい
うことじゃ満足しませんから、ひとつ誠
意ある回答を、やはりあした待たる
その宝船ぐらゐなことはあつてしか
るべきだと思いますが、その点はど

うか。

○平井(連)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、現在実態調査中
でありまして、かりに二十三年に問題
となりまして職員が、現在行なわれて
おります非常勤の職員と実態は異なる
ものであります。特殊なものであるとい
う認定がつきましますならば、一つの解決
の問題があらうと思ひます。言いかえ
ますならば、特殊の事態に際した一時
的な状態という形で、いわば本法では
ない施行法的な問題であるという議論
ならば一つの考え方があると思ひま
す。ただ私どもの仄聞しておるところ
では、形式的な雇用形態として見る
と、現在では非常勤の職員の雇用形態
と必ずしも違つたものばかりでも
ない。また違つたものが入つておるわけ
が、いろいろなものが入つておるわけ
であります。したがって、もし形式的
に見て現在の非常勤の職員の雇用形態
と同じようなものを、かりにその八千
名の方々のために入れるとすれば、将
来に向かつてやはり現在のいわば形式
的な非常勤の方も入れなければならな
い。その限りにおいて、いわば施行法
的な問題というものは考えないわけ
であります。やはり本法の立場におい
て入れるか入れないかという検討もい
たさなければならぬ、そういうむづ
かしい問題があるわけでありまして、そ
ういう前提におきまして私ども真剣に
検討いたしてみたい、こういうことで
ございます。

象としてあらわれてこなければならな
いと思うのであります。そこでひとつ
今国会がもし無理ならば、来国会でも
少なくともその点が具体的な組上に上
がってくるように私は要望いたします
し、おそらく平井給与課長も政務次官
もそういうことを御答弁になったので
あります。私はそのことを確信いた
しまして次に進んでまいりたいと思
ひます。

○小林(巖)政府委員 人事院におきま
す調査によりますと、これは昨年の十
月一日現在の時点でございしますが、国
家公務員のうち、一般職の国家公務員
が八十一万二千三百九十九人でござい
ます。特別職の国家公務員が二十九万
六千六百二十人でございします。

○平井(連)政府委員 八十一万三千五百七十七
名じゃないですか、どうなんですか。そ
れは間違いないですか。

○長橋説明員 ちょっと私から申し上げ
ますと、人事院には国家公務員法二
十二条及び人事院規則二一六によりま
して各省庁から現在員の報告が届いて
おります。その報告によりますと、三
十九年の一月一日で八十一万二千三百
九十九人、これは各省の報告に基づき
まして集計いたしました数でございま
す。それから特別職はたいた二二十九
万と申し上げましたが二十七万でござ
います。以上でございます。

○平井(連)政府委員 そういたしますと、三十
七年四月一日から三十八年三月三十一
日までの任用状況をお知らせをいた
したい。

○長橋説明員 人事院の任用局におき

まして、年度ごとに各年度における
公務員の任用状況をいろいろ調査して
おります。最新の資料をいたしまして
は、三十七年度における国家公務員の
任用状況調査、この集計でまゝとって
おるのがございします。その数字を申
上げます。

○平井(連)政府委員 あまり詳しくなくていい
のです。採用者と退職者、それから免
職者、これだけでいいです。

○長橋説明員 採用者は八万二千三百
六十人でございします。それから離職者
は辞職、免職その他の離職を含めまし
て六万二千七百八十二人でございま
す。

○平井(連)政府委員 平井給与課長にお伺い
いたしますが、いま人事院のほうから御
答弁になったように、八万のうち、わ
ずか一年間で六万二千七百八十二人
をしていくのです。私の調査では、三
十七年四月から三十八年三月三十一
日まで、これは朝日新聞に載つたもの
ですが、採用者が五万、退職者が三万
四千二人です。そういうような状態の中
で、先ほど申し上げておつた退職年金
の一時金を支払われない、こういう問
題が出てきております。少なくともそ
の中の女子等におきましては、もちろ
ん勤続年数が短くもなりましようし、
加えてそのために退職一時金という
問題をかゝり計画的に希望的に考えて
生活設計を立てておる方も多々あると
思ふのであります。ところが、その点
を、まあ期待権というものを全然無視
してしまつて、現在のようになつて三十九
年——詳しく申しませんが、女子の場合
四十一年云々というのがありますね。
そういう人の場合に限つて云々という
ものもございします。そういう女子に限

て資金を凍結してしまふなどというこ
とは、私はたいへんなことだと思ふの
です。しかし、そういうような法律に
なつておるのだからやむを得ないと言
えばそれまででありますけれども、少
なくとも私はこれを改正していく必要
があると思ひます。この点について、
質問じゃなくて、私は具体的にこれか
ら個々の例をあげながら、さらにまた
現在の社会保障の問題等においてそれ
をあげながら、委員の各位に協力を求
めてこの改正をお願いをしていくこと
と思うのでありますけれども、少なくと
もそういうような状態について、いま
給与課長のほうとしては私の言つてい
ることがわからぬということにはなら
ぬと思ふのですが、了解がつくかどう
か一応お聞きしておきたいと思ひま
す。

○平井(連)政府委員 先生御承知のと
おり、三十六年の十一月に通算年金通
則法が施行されて、その後におい
ては各種共済組合の退職一時金の受給
資格者につきましては、原則としてそ
の一時金を留保して老後の年金給付に充
てるという制度が設けられたわけでござ
います。その際に、先生の御指摘も
ございましたように、女子の勤務者等
については退職一時金を前提として生
活設計を立てられておる向きもかなり
あらうというようにございまして、
直ちにこの制度を適用するといふ
ことはいかかかという御意見もござ
います。女子職員については四十一年
の十月まで一時金を選択する——退職
一時金を全額受けるかあるいはその一
部を留保して老後に年金を受けるか
という選択を認めたわけでござい
ます。また男子につきましても三十九年の十

月までという期間で選択期間を原則的に設けたわけでございます。その趣旨はただいま申し上げましたように、いわば近々に退職することを考えておられる方々について、急激な変動を与えることは適当でないという判断に基づいたわけでございます。

なお、これに関連いたしましたして、今回の国会に提出されております厚生年金法の改正によりまして、通算年金を選択するため、留保すべき金額がおおむね従来の倍額程度になる、その結果として一時金の支給を受けられる金額がきわめて少なくなる、あるいはゼロになるというような事態も出てまいりまして、そういった点を考慮して、さらに男子についても女子同様四十一年の十月まで選択期間を延長するという措置を厚生年金法その他でおとりいただくように提案をいたしているわけでございます。四十一年の十月になりますれば、その選択期間は切れるわけでございますが、先ほど制定されました通算年金通則法につきまして、制定当時国会で附帯決議が付けられておりました、四十一年十月に至ってさらにその問題については検討するというところにされておりますので、その段階に至ってあらためて検討を加えたいというふうに考えております。ただ基本的な考え方としては、やはり国民皆年金という立場から見て、永久にいまのような制度を続けていくことが妥当かどうか、かなり議論のあるところでございまして、いわば国民皆年金的な立場にできるだけ近づきながら、しかも同時に既得権の侵害にならないと申しますか、少なくとも生活設計を有しておられる方々に不測の不利を

及ぼさないというようなことを考えながら、その時期にあらためて検討いたすことになるかと考えております。

○卜部委員 三時でございますからこれ一問でもって終わりますが、いま給与課長のほうからの、いわゆる選択権でありますか、四十一年の十月三十一日まで、さらにその時点になつて考えるところについてここで確認をし、——これは附帯決議になつておりますけれども、附帯決議そのものの自体はあまり守られたことはないのです。そのことは別問題といたしまして、この点を十分考慮していただきたい。しかしそこにある現在の状態、各省にあらわれている問題ですが、そのことをだんびらに振りかざして、女子職員の場合にもうもらえなくなるからやめたらどうかというところが現在職場でやられつつある。これは私はけしからぬことだと思ひますが、このいわゆる凍結の問題等をからめて、職場の中ではかなり不満と混乱が巻き起こつております。混乱のほうは、いわゆる管理者のほうから、やめたほうがいい、もらえぬようになるぞということが、率直に申しまして、かなりやられつつあります。こういうことで、そうは言つても一時金制度を置くことがいいか悪い、かという問題については、まだ抜本的に考えなければいかぬということもありませんが、しかし現在の物価の上昇その他とからめて、その受給資格を得たときには、物価が上がつてすでにどうにもならぬということがあります。いろいろそういう問題に触れたかと思ひましたけれども、時間がありませんから私の発言はこれをもって終わりたいと思ひます。

○山中委員長 次会は、来たる二十七日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時一分散会

大蔵委員會議録第二十四号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一	二	末	建設	建議
二	三	末	建設	建議
三	四	特別会	見	特別会計
四	五	三	抜き手	抜き打
五	六	ことは打	ことは手	